

## 【施設利用の申込み】

### 申込み方法

- 公民館を利用する場合は、使用する日の前6ヶ月から使用日前7日までに、やまなしくらしねっとの予約フォームにて申込みをしてください。  
(予約フォームの利用が困難な方は公民館窓口にご相談ください。)
- 予約フォームを活用した際は24時間受付可能です。  
※公民館窓口にご相談いただく場合の受付時間は、開館日の午前9時～午後5時までです。

### 利用の許可・使用料の納付

- 申請書により適当と認めたととき許可書を交付します。  
※申請書は使用日7日前までに中央公民館窓口にご提出ください。  
(予約フォームを活用した際は、申請時に申請書を公民館担当が印刷、ご持参いただく必要はありません。)
- 使用料は原則許可書交付と同時に納付してください。

### 使用料の減免・還付

- 規則により、教育委員会が適当と認めたとときに使用料を減免することがあります。
- すでに納めた使用料は、市条例で定めた特別の場合のほか還付しません。

### 利用の取消し・変更等

- 利用の取消しや変更する場合は、利用日7日前(ホールについては20日前)までに手続きをしてください。

### 利用の制限

- 次の場合は利用を許可しません。
  - 1 公益を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。
  - 2 管理上支障があるとき。
  - 3 設置の目的に反し、教育委員会が不適当と認めるとき。

### 許可の取消し等

- 次の場合は利用条件変更・利用停止又は利用許可を取消すことがあります。
  - 1 条例や規則に違反又は、教育委員会の指示に従わないとき。
  - 2 利用許可の条件に違反したとき。
  - 3 教育委員会が不適当と認めたととき。

### 利用上の注意事項

- 利用者は次の事項に注意し、守ってください。
  - 1 利用する施設の定員を超えないこと。
  - 2 許可なく、定められた場所以外で火気を使用し喫煙をしないこと。
  - 3 許可なく壁、柱等に張り紙、釘打ちをしないこと。(ガムテープ・セロハンテープを使用する際にも許可が必要です)
  - 4 許可なく物品を販売または、販売目的で物品を展示しないこと。
  - 5 許可を受けた部屋以外に入ることや、器具等を使用、移転しないこと。
  - 6 管理上必要が生じたときは職員の指示に従うこと。
  - 7 利用が終わったときは、直ちに原状に回復すること。
  - 8 建物、設備、備品等を損傷したときは、直ちに公民館に届け出ること。

## 付属施設使用料金表

(消費税10%)

利用区分		午前	午後	夜間	全日
		9:00～ 12:00	12:30～ 17:00	18:00～ 22:00	9:00～ 22:00
1階	ホール 平日	6,600	11,000	13,200	30,800
	ホール 土・日曜	7,700	13,200	16,500	37,400
	第1楽屋	320	540	660	1,520
	第2楽屋	320	540	660	1,520
	第3楽屋	540	880	1,100	2,520
	音楽室	980	1,640	1,980	4,600
	歴史民俗資料室	—	—	—	5,500
2階	大会議室	2,740	4,400	5,500	12,640
	第1会議室	660	1,100	1,320	3,080
	第2会議室	660	1,100	1,320	3,080
	第3会議室	1,520	2,400	2,840	6,760
3階	第1研修室	980	1,640	1,980	4,600
	第2研修室	1,320	2,200	2,640	6,160
	児童室	320	540	660	1,520
	料理実習室	1,320	2,200	2,640	6,160
	工芸室	660	1,100	1,320	3,080
	茶会室	980	1,640	1,980	4,600

### 予約システムについて

- 予約システムは下記二次元コードから入力可能です。

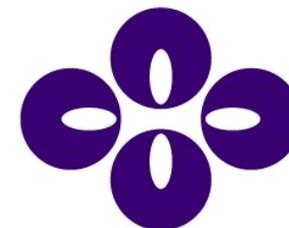


- 予約フォーム活用マニュアルは下記二次元コードからダウンロード可能です。



## 甲州市中央公民館

使用料金及び附属設備使用料金



2026年4月以降適用

〒404-0045

山梨県甲州市塩山上塩後240番地  
TEL (0553) 32-1411 (代)  
FAX (0553) 32-3391

# 付属設備使用料金表

区分	種 別	単位	金額
舞台照明	第1ボーダーライト	1列	1,100円
	第2ボーダーライト	1列	1,100円
	第1サスペンションライト	1列	1,100円
	第2サスペンションライト	1列	1,100円
	アッパーホリゾントライト	1列	1,640円
	ロアホリゾントライト	1列	1,640円
	シーリングライト	1列	1,640円
	センターライト	1台	540円
	フットライト	1列	540円
	花道フットライト	1列	540円
	フロントサイドライト	1式	1,640円
	トーマンタルライト	1式	540円
	持込器具	1KW	100円
舞台音響	テーププレーヤー	1台	540円
	CDプレーヤー	1台	540円
	MDレコーダ	1台	540円
	マイクロホン	1本	540円
	ワイヤレスマイク	1式	1,640円
	音響装置	1式	2,200円

## 【備考】

1. 利用回数は、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回とする。
2. ピアノの使用料は、調律代を含まない。
3. 特別施設及び設備に関する費用は、利用者の負担とする。
4. ホール設備器具の操作に関する費用は利用者の負担とする。

区分	種 別	単位	金額
舞台設備	所作台	1式	3,300円
	平台	1台	220円
	松羽目	1式	1,100円
	金屏風	1双	2,200円
	大太鼓	1台	540円
	長座ぶとん	1枚	100円
	緋毛せん	1枚	100円
	紗幕	1枚	1,100円
	スクリーン幕	1枚	1,640円
	上敷	1枚	100円
	演台	1台	540円
	音響反射板	1式	3,300円
	フルコンサートピアノ	1台	3,300円
楽屋浴室	1槽	540円	
その他	大会議室放送設備	1式	1,640円
	スポットライト	1台	540円
	金屏風	1双	540円
	グランドピアノ	1台	1,100円
	アップライトピアノ	1台	540円
	VTR設備	1式	540円
	プロジェクター	1式	540円
	展示用パネル	1枚	100円
	パントリー設備	1式	540円

## 【施設使用備考】

1. 市内に住所を有する者又は市内の事業者若しくは教育機関に通勤、通学する者以外の者が利用する場合の使用料は、当該利用区分に係る使用料の2割の額を加算する。
2. ホールの利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、利用の許可をした区分に係る使用料に、次に掲げる割合で算定した額を加算する。
  - ① 入場料等の最高額が1人当たり500円未満の場合  
…2割
  - ② 入場料等の最高額が1人当たり500円以上1,000円未満の場合  
…3割
  - ③ 入場料等の最高額が1人当たり1,000円以上2,000円未満の場合  
…4割
  - ④ 入場料等の最高額が1人当たり2,000円以上の場合  
…5割
3. ホールの舞台のみを利用する場合の使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。
4. 大会議室又は第2研修室研修室の2分の1を利用する場合の使用料は、当該使用料の2分の1の額とする。
5. 利用時間を超過した場合の使用料は、1時間（1時間未満も1時間とする）につき、当該使用料の5割の額を加算する。
6. 利用時間には準備及び原状回復の時間も含まれる。
7. 午前及び午後又は、午後及び夜間を引き続き利用する際の各利用区分に係る間の時間については、使用料を徴収しない。
8. ホールにおいての暖房又は冷房を使用する場合の使用料は、1時間につき1,100円とする。